

令和元年度 広島県・島根県広域周遊観光プロモーション実施業務委託仕様書

1 趣旨

広島県及び島根県の観光資源等の魅力を情報発信することとし、これに必要なプロモーションの実施に係る業務を委託する。

2 目的

業務内容に応じたターゲットを定め、広島県・島根県観光連携協議会（以下「協議会」という。）において、広島県及び島根県の観光資源等の魅力を発信することにより、広域周遊観光の促進を図る。

※広島県・島根県観光連携協議会：広島県，島根県，広島県観光連盟，島根県観光連盟で構成

3 委託業務の内容

(1) 広島県・島根県周遊キャンペーン「くるまで ぐるりん ひろしまね」の実施

西日本高速道路株式会社が発行する「企画割引商品」と連携し、広島県及び島根県を周遊エリアとする広域観光を促進するため、次に掲げる業務を委託する。

①キャンペーンタイトル及びロゴ

タイトル：くるまで ぐるりん ひろしまね

ロゴ：昨年度作成済のものを使用する。

②実施期間

令和元年7月31日（水）～令和元年12月1日（日）

③ターゲット

広島県・島根県内（特に、広島県内の都市部）の車所有者（年代、性別は設定しない）

④キャンペーンキックオフプロモーションの実施

当キャンペーンを周知するため、キャンペーン開始日等に合わせたキックオフプロモーションを実施すること。

- ・取材誘致及びメディアタイアップにより、テレビ・WEB・雑誌・新聞等の露出を確保し、次の内容を伝えるための情報発信を実施する。なお、各種PRにより最大限のメディア露出が図れるよう工夫すること。

ア ターゲットに響く内容とすること

イ 車でお得に広島県・島根県を周遊できること

ウ 周遊観光促進につながる内容とすること

- ・テレビ（地上波・BS）●局以上，WEBメディア等●件以上，雑誌・新聞（フリーペーパー含む）●誌以上の露出を確保すること。

- ・記者発表会等のPRイベント等を実施する場合は、イベントの実施場所，実施日，実施内容，取材招致計画等の詳細は，協議会に事前協議し，決定すること。また，イベント実施に必要なスタッフや設備機器等を準備するとともに，事前にプレスリリース案及び進行要領，運営マニュアルを作成し，提案すること。なお，イベントの実施・運営にかかる一切の経費は，すべて受託者が負担すること。

※上記内容を基本としつつ，露出メディア・件数は，企画提案を踏まえ，協議の上決定し，仕様書に反映させる。

※キャンペーンのウェブサイトは，広島県・島根県観光連携協議会において島根県観光サイト内に制作する。（委託業務外）

⑤キャンペーンポスター・パンフレットの作成

キャンペーン内容の周知を図るため、キャンペーンポスター及びパンフレットを次のとおり制作すること。納入先は、広島県内の10か所以内、島根県内10か所以内とし、協議会が別途指定する。

ア ポスター

B2判（4色カラー、コート135kg以上）のポスターを100枚制作する。

- ・デザインや構成等について、事前に協議会に協議して決定すること。

イ パンフレット

- ・パンフレットのサイズやデザイン、構成、部数等について、企画提案を基に、協議会との協議により決定する。

- ・50,000部以上制作すること。

- ・次の情報を盛り込むこと。

ア キャンペーン概要・ドライブパスの説明

イ キャンペーン特典

ウ 広域周遊観光のモデルコース

エ その他、協議会が指定する情報

⑥メディアを活用したプロモーション

テレビ、雑誌、フリーペーパー、WEB等の媒体とタイアップし、広島県・島根県周遊キャンペーンの具体的な周遊ルートと楽しみ方を伝えるための情報発信を実施する。

- ・テレビ（地上波・BS）●局以上、WEBメディア等●件以上、雑誌・新聞（フリーペーパー含む）●誌以上の露出を確保すること。

※件数は、提案を踏まえ、協議の上決定し、仕様書に反映させる。

- ・実施媒体は、企画提案の内容を基に調整し決定することとし、委託期間中において、提案内容を上回るメディア露出が図れるように工夫すること。
- ・メディアタイアップに必要な経費は、受託者において負担すること。
- ・メディアとの放映・掲載内容の調整を行うこと。具体的な周遊ルート及び取材先については、事前に協議会に協議し、意向を反映させること。

⑦その他の情報発信

- ・その他、予算の範囲内で、有効と考えられる事業があれば実施すること。

※提案内容に基づき、協議を行った上で、詳細な仕様を追加する。

⑧効果検証の手法を提案し、協議会と協議の上実施すること。

(2) 神楽を活用した観光PRの実施

①ターゲット

- ・大阪府を中心とした関西圏又は福岡県を中心とした九州圏の個人旅行者
- ・旅行に興味のある20代～30代の女性

※提案するメディアに合わせ、どちらかをターゲットとすること。

②ターゲットにあわせ、取材誘致やメディアタイアップにより、テレビ番組又はWEBメディア等有効と考えられるメディアを提案し、両県の神楽を中心とした観光情報を発信すること。

③メディアに1件以上取り上げられるよう、企画・メディア誘致・調整等の業務を行うこと。

なお、両県の神楽情報を必ず発信すること。

④効果検証の手法を提案し、協議会と協議の上実施すること。

(3) 冬季誘客促進事業の実施

①ターゲット

- ・広島県及び島根県内の小学生とその家族

②広島県及び島根県のスキー場情報及び子どもデー等の情報を掲載したパンフレットを作成すること。

ア パンフレット

28万部以上制作すること。

- ・スキー場情報のほか、温泉・入浴施設の情報、冬季イベント等、その他誘客促進に有効と考えられる情報を掲載すること。

※サイズやデザイン・構成等を提案し、協議会と協議の上決定すること。なお、広島県及び島根県内小学校へ配布するため、子供の興味を惹きつけることができるデザインとする。

イ 納入先は、広島県・島根県内各小学校、中四国・九州地方のスポーツショップ等 950 か所程度とし、協議会が別途指定する。

※具体の配送計画については、契約締結後、協議会と協議の上、決定すること。

■ 配送先一覧 (予定)

No	名称	部数	〒	住所	備考
1	広島県観光課	22,250	730-8511	広島市中区基町10-52	
2	広島県観光連盟	1,000	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル8階	
3	島根県観光振興課	1,000	690-8501	島根県松江府松江市殿町1番地	
4	島根県観光連盟	1,000	690-8501	島根県松江府松江市殿町1番地	島根県観光振興課内
5	もみのき森林公園	500	738-0301	廿日市市吉和1533-75	
6	めがひらスキー場	500	738-0301	廿日市市吉和4301	
7	恐羅漢スノーパーク	500	731-3801	山形県安芸太田町横川1740-1	
8	やわたハイランド191	500	731-2552	山形県北広島町西八幡原	
9	大佐スキー場	500	731-2431	山形県北広島町荒神原38-31	
10	雄鷹原高原スキー場	250	731-2431	山形県北広島町荒神原284-26	
11	芸北国際スキー場	500	731-2432	山形県北広島町中祖19	
12	ユートピアサイボ	500	731-2314	広島県山形県北広島町才乙144	
13	瑞穂ハイランド	500	697-0631	島根県邑智郡色南町市木5242-19	
14	琴引フォレストパークスキー場	1,000	690-3204	島根県飯石郡飯南町佐見1151	
15	三井野原スキー場	1,000	699-1592	島根県仁多郡奥出雲町三成358-1	住所:奥出雲町役場
16	りんご今日語園スキー場	100	727-0423	庄原市高野町下門田5069-184	
17	ひろしま県民の森スキー場	300	729-5602	庄原市西城町油木156-14	
18	スノーリゾート猫山	500	729-5611	庄原市西城町大字三坂5190-50	
19	道後山高原スキー場	100	729-5611	庄原市西城町三坂73	
20	NEXCO西日本	6,000		中四国・九州地方のSA等(18か所程度)	
21	中四国・九州地方のスポーツショップ等	25,000		中四国・九州地方のスポーツショップ等(190か所程度)	
22	広島県内各市町等	4,500		広島県内各市町	各配送先へ送付部数は、別封指示
23	広島県小学校	174,000		広島県内各小学校(51校)	
24	島根県小学校	38,000		島根県内各小学校(21校)	
	合計	280,000			

※配送先一覧はあくまで予定のため、変更となる可能性がある。(平成30年度事業では、スキー場へ10月初旬、各小学校・スポーツショップ等へ12月中旬に納品。)

ウ 履行期限は、次のとおりとする。

区分	期日	備考
パンフレット作成期限	令和元年10月中旬	
配送期限	広島県観光課、島根県観光振興課、広島県・島根県のスキー場等	令和元年10月中旬 3(3)イ-No.1~19
	中四国・九州地方のスポーツショップ等	令和元年10月末 3(3)イ-No.21
	NEXCO西日本、広島県・島根県の各小学校等	令和元年12月中旬 3(3)イ-No.20,22~24

③効果検証の手法を提案し、協議会と協議の上実施すること。

(4) 両県の観光スポットを周遊するプレスツアーの実施

①ターゲット

・旅行に興味・意欲があり、自身が情報発信源となりうる20代～40代の女性

②首都圏又は関西圏を中心とする雑誌・WEB等のメディア向けに両県の観光スポット等を周遊する1泊2日以上行程のプレスツアーを1回以上実施すること。

③ツアーコースの作成及びスポットの選定、各所との連絡・調整、交通機関及び宿泊・食事の手配、メディアに向けた案内・メディア選定、メディアとの連絡・調整を行うこと。

※テーマを定め、コースを提案すること。なお、実施時期・コース等は、事前に協議会と協議の上決定する。

④露出メディアは、女性が目にしやすい媒体に6件以上掲出すること。

⑤効果検証の手法を提案し、協議会と協議の上実施すること。

4 協議会との調整

(1) 各種企画提案書、計画書、進捗状況報告の提出

①本業務に係るその月の進捗状況を毎月報告すること。

②本業務の中で、企画提案や計画書、進捗状況報告書の作成が必要なものについて、協議会から依頼があれば速やかに対応すること。

③必要に応じ協議会と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 打ち合わせ

①受託者は、業務遂行にあたり、協議会（事業の担当県の担当者）と月1回程度の定期的な打ち合わせを行うものとする。

②受託者は、協議会との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに協議会に提出するものとする。

(3) その他

本業務の実施に際し、協議会の要請に速やかに対応すること。

5 業務の執行体制（適正な人員配置）の確保について

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

6 契約期間について

契約期間は契約締結日から令和2年3月31日までとする。

7 秘密保持

(1) 本業務に関し、受託者から協議会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

(2) 本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解無く公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た協議会及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

9 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

10 その他

受託者は、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、協議会と協議すること。